

石綿(アスベスト)含有分析調査

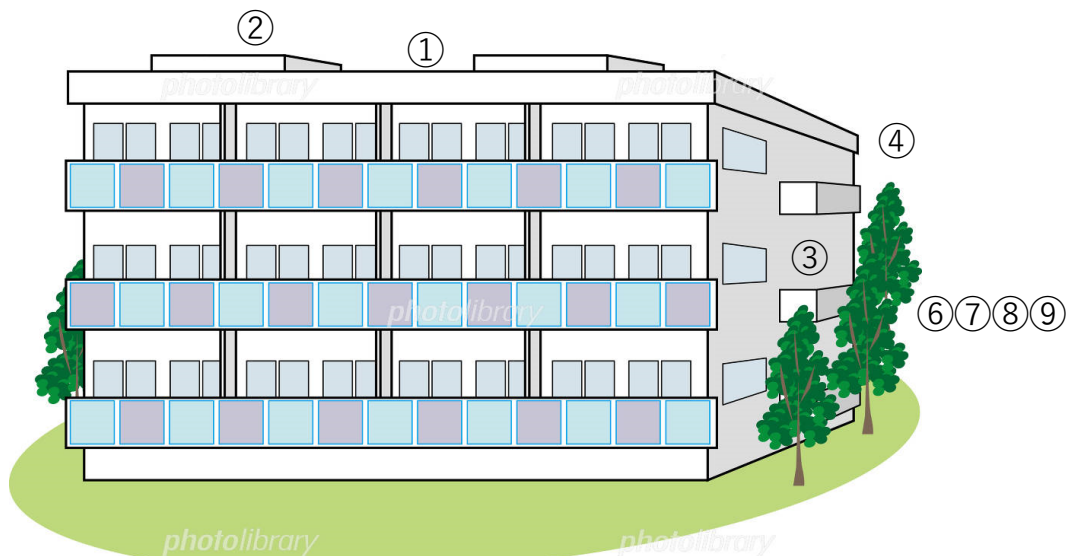
石綿(アスベスト)調査はなぜ必要なのか

アスベストは、天然に存在する繊維状鉱物です。石綿(いしわた、せきめん)とも呼ばれます。曲げや引張に強く、不燃性、耐久性、親和性等に優れ安価であることから建材として多く使用されました。しかし、空中に浮遊するアスベスト繊維を吸収すると肺がんや中皮腫等の重篤な疾患が発生するおそれがあり、現在では製造や使用が禁止されています。

アスベスト含有建材が劣化や損傷すると、アスベストが飛散する可能性が高くなります。石綿を使用している可能性のある建造物は、国内に約280万棟存在するとされており、

当社は解体工事や建物利用時において、石綿による健康管理リスクを回避するため建築物に使用されている建材に対し正確に調査し、石綿使用の有無を判定することを担っております。

建物でアスベストが使用されている可能性がある部位



部位	建材	レベル
①屋上	アスファルト・シングル葺き屋根	3
	シート・アスファルト防水	3
②屋上 (設備)	高架水槽配管保温材 (エルボ部分)	2
	消火補助水槽保温材 (エルボ部分)	2
③外壁	吹付タイル	3
	リシン吹付	3
	共用玄関等に使用されている石調塗材等	3

* 塗材については下地調整塗材を含みます。

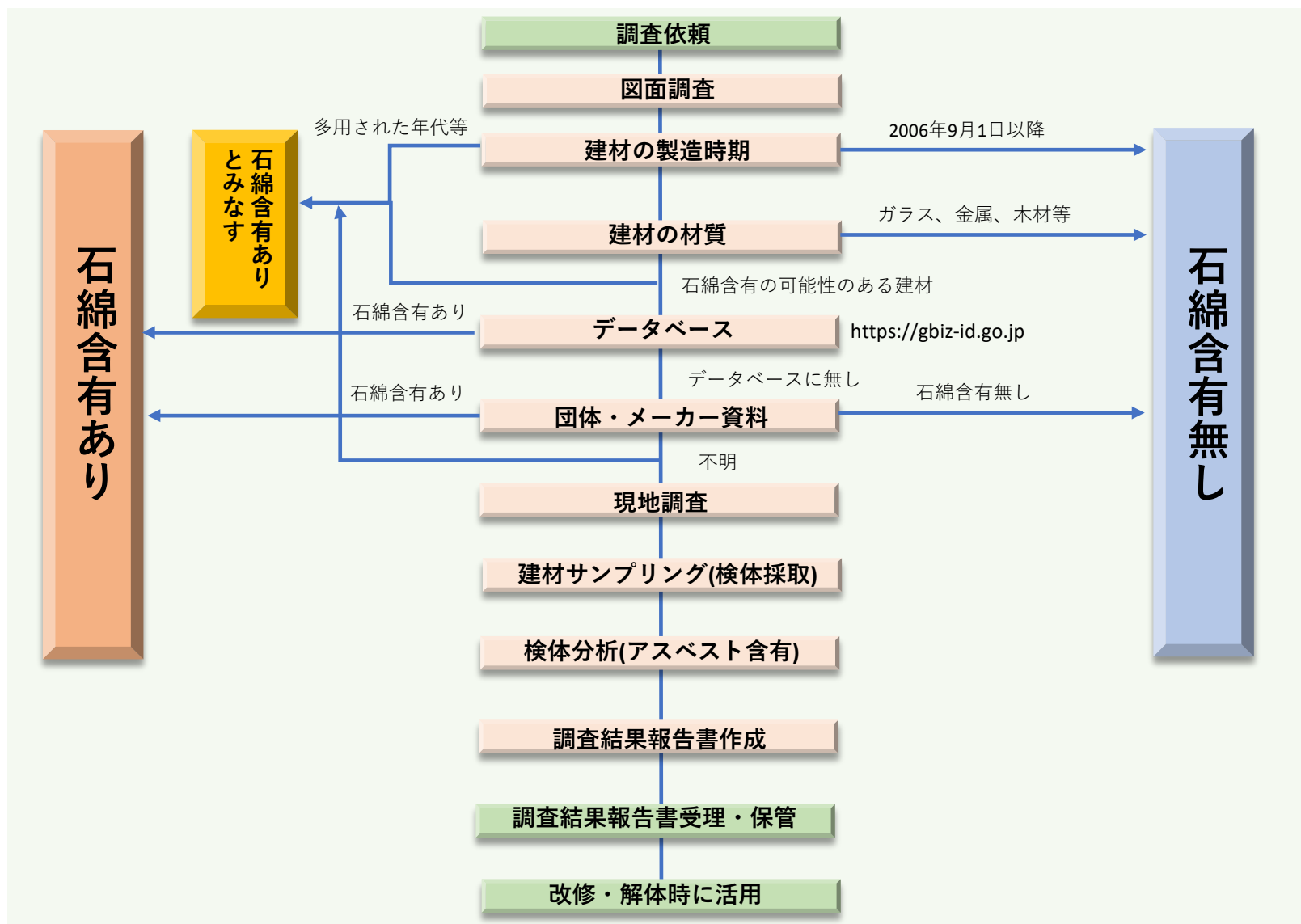
(特に下地調整塗材にアスベストの含有が多く見受けられます)

部位	建材	レベル
④廊下・階段	床の塩ビシート (接着剤含む)	3
	床のビニル系床タイル (接着剤含む)	3
	壁のOP・EP塗装 (下地調整塗材含む)	3
	天井の成形版 (ケイカル板1種・フレキシブルボード等)	3
	ビニル巾木 (接着剤含む)	3

部位	建材	レベル
⑤バルコニー	隔板 (ケイカル板1種・フレキシブルボード)	3
	床の長尺シート (接着剤含む)	3
	ウレタン塗膜・塗床 (下地調整塗材含む)	3
⑥機械室 (ポンプ室・EV等)	天井・壁の吹付材	1
	天井・壁のケイカル板2種	2
	塗床 (下地調整塗材含む)	3
⑦共用玄関 (ホール)	天井のロックウール吸音板	3
	天井 (下地) の石膏ボード	3
	軒天の成形版 (ケイカル板1種・フレキシブルボード等)	3
⑧屋外・屋内 (設備)	受水槽配管保温材 (エルボ部分)	2
	揚水ポンプ配管保温材 (エルボ部分)	2
	給水管のパッキン・ガスケット	2
	雨水・排水管の耐火二層管 (トミジ管)	3
⑨屋内駐車場等	天井材の成形版 (ケイカル板1種・2種等) 又は吹付材が使用されている場合あり	1~3



事前調査の流れ



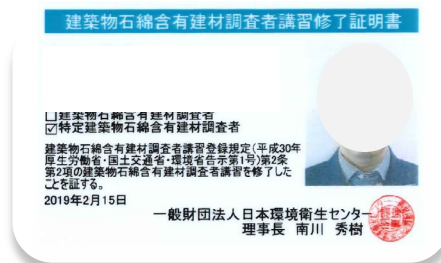
石綿(アスベスト)関連の法改正について

- ・建築物の解体・補修時には**石綿含有建材の調査が必要**
- ・建築物の解体等を行う前に実施する**石綿含有建材の調査結果は都道府県等に報告すること**(令和4年4月1日より施行)
 ※事前調査結果の報告は「石綿事前調査結果報告システム」で行う
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

- ・建築物(建築設備を含む)の解体・改修を行う際は、**資格者等による事前調査の実施が義務**となる。
 (令和5年10月1日より施行)

※事前調査を行うことができる資格者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ④ (一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者



●アスベスト含有分析調査実績

年度	調査実績	官公庁案件
2016	57物件	12物件
2017	79物件	51物件
2018	313物件	35物件
2019	424物件	42物件
2020	463物件	35物件
2021	566物件	40物件

●有資格者数

資格	人数
特定建築物石綿含有建材調査者	7名
一般建築物石綿含有建材調査者	8名
アスベスト診断士	4名
石綿作業主任者	6名
コンクリート診断士	7名
コンクリート主任技士	2名